

本ガイドブックは、被災市町が被災者に対して支援制度を紹介するために必要な情報をまとめたものです。市町は、これを基に、独自の支援制度や追加すべき情報等を書き加えて、被災者支援のためにご活用頂く事を想定しています。

被災者支援制度ガイドブック

(令和元年台風第19号災害)

〇〇市町

(令和元年11月〇〇日現在)

(住民向け)

- り災証明に関すること 1
- 住まいに関すること 2
- 生活資金に関すること 4
- 税の減免等に関すること 9
- 税以外の減免・要件緩和等に関すること 11

(事業者向け)

- 商工関係 16
- 農業関係 20
- 林業関係 25
- 保健・医療・福祉関係 28

(共通)

- 各種相談窓口 29
- その他 37

◎お問い合わせ先一覧

- [栃木県] 39**

(住民向け)

●り災証明に関すること

制度の名称	り災証明の交付
支援の種類	証明
制度の内容	<ul style="list-style-type: none">●市町が住家等の被害等の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」であり、各種の被災者支援制度の適用を受ける際に必要とされるものです。●り災証明書により証明される被害程度としては、「住家全壊」、「住家半壊」等があり、基準に基づきそれらの判定が行われます。●詳細は、市町のり災証明書担当課にお問い合わせください。
お問い合わせ	市町のり災証明書担当課窓口

●住まいに関すること

制度の名称	住宅の応急修理（災害救助法） ※災害救助法が適用された21市町が対象
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により、住宅が大規模半壊、半壊又は一部損壊（準半壊）し、自ら修理する資力のない世帯に対して、自治体が、被災した住宅の居室等、日常生活に必要な最小限度の修理を支援する制度です。 ※応急修理と重複して、応急仮設住宅等を利用することは出来ませんので、御注意ください。 ●応急修理に関しては、市町から工事業者へ直接支払われます。 ●修理限度額 日常生活に必要な最低限の部分の修理に対し、59万5千円以内 （一部損壊（準半壊）の場合：30万円以内） ※適用期限がありますので、早めの手続きをお願いします。 ※応急修理の費用は、市町から工事業者へ直接支払われます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された市町において、以下の要件を満たす方が対象です。 ①大規模半壊、半壊、一部損壊（準半壊）の被害を受けていること ②応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しないこと ③応急仮設住宅の提供を受けないこと
お問い合わせ	市町の応急修理担当課窓口

制度の名称	障害物の除去（災害救助法） ※災害救助法が適用された21市町が対象
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づく障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所など日常生活に欠くことのできない場所にある土石や竹木等を除去することで、元の住家に引き続き住めるようにするものです。 ●障害物の除去は、市町へ申し込むことで、市町が業者に依頼して実施します。 ●限度額 1世帯あたり13万7千9百円
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された市町において、以下の要件を満たす方が対象です。 ①災害により住宅が半壊又は床上浸水した方 ②住居またはその周辺に運ばれた土石や竹木等で、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去できない方 （障害物の除去を受けた方は応急仮設住宅に入居できません。）
お問い合わせ	市町の障害物の除去担当窓口

制度の名称	県営住宅等の提供
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者の生活再建のため、当面の入居先として、県営住宅・県庁職員住宅を提供します。 ●使用料は無償です。ただし、共益費、光熱水費、火災保険料は自己負担です。 ●使用期間は原則6ヶ月
活用できる方	●住宅に大きな被害を受け、現在の住まいに継続して居住が困難な方
お問い合わせ	県営住宅：栃木県住宅課公営住宅担当 TEL 028-623-2486 FAX 028-623-2489 県庁職員住宅(宇都宮市内)：栃木県職員厚生課福利厚生担当 TEL 028-623-2044 FAX 028-623-2042

制度の名称	応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）の供与 ※災害救助法が適用された21市町が対象
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅が全壊等し、自らの資力では住宅を確保できない世帯 ●入居可能期間は、2年以内です（延長はできません）。 ●県が負担する経費 家賃（駐車場1台分を含む）、共益費、退去修繕負担金、入居時鍵等交換費用、仲介手数料、損害保険料 ●入居者が負担する経費 光熱水費、2台目以上の駐車場料金等
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅が全壊等し、自らの資力では住宅を確保できない世帯 ※「住宅の応急修理」との併用はできません。 ※半壊であって、水害により流入した土砂や流木等により住宅として利用できない場合など対象となります。
お問い合わせ	栃木県災害対策本部「賃貸型応急住宅担当」（県住宅課内） TEL 028-623-2488 FAX 028-623-2489

制度の名称	公営住宅への入居（市町営住宅）
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者の生活再建のため、市町が整備する公営住宅に入居することができます。 ●家賃は無償です。ただし、共益費、光熱水費などは自己負担です。 ●入居可能期間は原則6ヶ月以内 ※市町で別に定める場合があるため、市町の公営住宅担当課にお問い合わせください。
活用できる方	●住宅に大きな被害を受け、現在の住まいに継続して居住が困難な方
お問い合わせ	市町の公営住宅担当課窓口

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">貸付限度額</td> <td>200万円以内※通常150万円が限度額のところを災害による場合50万円を上乗せ</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">貸付利率</td> <td>連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●転宅のために必要な経費を貸し付けます。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">貸付限度額</td> <td>26万円以内</td> </tr> </table>	貸付限度額	200万円以内※通常150万円が限度額のところを災害による場合50万円を上乗せ	貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%	貸付限度額	26万円以内
貸付限度額	200万円以内※通常150万円が限度額のところを災害による場合50万円を上乗せ						
貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%						
貸付限度額	26万円以内						
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象です。						
お問い合わせ	お住まいの市または健康福祉センター（町にお住まいの方）						

●生活資金に関すること

制度の名称	被災者生活再建支援制度及び栃木県被災者生活再建支援制度																					
支援の種類	給付																					
制度の内容	<p>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</p> <p>●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)</p> <p>■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th>全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅除く）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。</p> <p>●支援金の用途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。詳しくは、内閣府の防災情報のページ http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html 「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。</p>				住宅の被害程度		全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊	支給額	100万円	50万円		住宅の再建方法			建設・購入	補修	賃借（公営住宅除く）	支給額	200万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度																					
	全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊																				
支給額	100万円	50万円																				
	住宅の再建方法																					
	建設・購入	補修	賃借（公営住宅除く）																			
支給額	200万円	100万円	50万円																			
活用できる方	<p>●住宅が自然災害により全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象です。 (※) 下記の世帯を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 ■自然災害による危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯） <p>●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 ※県内の全市町対象。</p>																					
お問い合わせ	市町の被災者生活再建支援制度担当課窓口																					

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ●父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 寡婦（かつて母子家庭の母であった方） 2. 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方
お問い合わせ	お住まいの市または健康福祉センター（町にお住まいの方）

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金貸付（特例措置）） ※災害救助法が適用された21市町が対象				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災により当座の生活費を必要とする世帯に貸付を行う。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>原則10万円以内（※20万円以内）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> <p>※次に掲げる特に必要と認められる場合には、20万円以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 世帯員の中に死亡者がいるとき。 (2) 世帯員に要介護者がいるとき。 (3) 世帯員が4人以上いるとき。 (4) 前各号に掲げるもののほか、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に栃木県社会福祉協議会会長が認めるとき。 <ul style="list-style-type: none"> ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、栃木県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町社会福祉協議会にご相談ください。 	貸付限度額	原則10万円以内（※20万円以内）	貸付利率	無利子
貸付限度額	原則10万円以内（※20万円以内）				
貸付利率	無利子				
活用できる方	令和元年台風第19号により当座の生活費を必要とする世帯。（低所得世帯に限らない。）				
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県社会福祉協議会生活支援部福祉資金課（TEL 028-622-0524 FAX 028-621-5298） ・お住まいの市町の社会福祉協議会 ・民生委員・児童委員 				

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
制度の内容	<p>※令和元年10月12日（災害救助法適用日）以降の県内被害に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合：市町条例で定める額（500万円以下）を支給 ・その他の者が死亡した場合：市町条例で定める額（250万円以下）を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡した方のご遺族です。 ●支給の範囲・順位 <ul style="list-style-type: none"> ・1. 配偶者, 2. 子, 3. 父母, 4. 孫, 5. 祖父母 ・上記のいずれも存在しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る） <p>※県内の全市町対象。</p>
お問い合わせ	市町の災害弔慰金担当課窓口

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	<p>※令和元年10月12日（災害救助法適用日）以降の県内被害に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：市町条例で定める額（250万円以下）を支給 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：市町条例で定める額（125万円以下）を支給
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により精神又は身体に重度の障害を受けた方 <ol style="list-style-type: none"> ① 両眼が失明した方 ② 咀嚼及び言語の機能を廃した方 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った方 ⑥ 両上肢の用を全廃した方 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った方 ⑧ 両下肢の用を全廃した方 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる方 <p>※県内の全市町対象。</p>
お問い合わせ	市町の災害障害見舞金担当課窓口

制度の名称	災害援護資金																								
支援の種類	貸付（融資）																								
制度の内容	<p>●災害により負傷又は住居，家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="10">貸付限度額</td> <td colspan="2">① 世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">② 世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td colspan="2">（各市町が条例で定める）年3%以内（据置期間中は無利子）</td> </tr> </table>	貸付限度額	① 世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	② 世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	貸付利率	（各市町が条例で定める）年3%以内（据置期間中は無利子）	
貸付限度額	① 世帯主に1か月以上の負傷がある場合																								
	ア 当該負傷のみ		150万円																						
	イ 家財の3分の1以上の損害		250万円																						
	ウ 住居の半壊		270万円																						
	エ 住居の全壊		350万円																						
	② 世帯主に1か月以上の負傷がない場合																								
	ア 家財の3分の1以上の損害		150万円																						
	イ 住居の半壊		170万円																						
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）		250万円																						
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																							
貸付利率	（各市町が条例で定める）年3%以内（据置期間中は無利子）																								
活用できる方	<p>●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2. 家財の1/3以上の損害 3. 住居の半壊又は全壊・流出 <p>●所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市町村民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。 ※県内の全市町対象。</p>	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。												
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																								
1人	220万円																								
2人	430万円																								
3人	620万円																								
4人	730万円																								
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。																								
お問い合わせ	市町の災害援護資金担当課窓口																								

制度の名称	生活保護
支援の種類	給付，現物給付
制度の内容	<p>●生活に現に困窮している方に、健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。</p> <p>●生活保護を受ける際には、各種の社会保障施策による支援、預貯金等の資産、稼働能力等を活用する必要があります。また、扶養義務者による援助は保護に優先して活用（保護の要件ではありません）されます。</p> <p>●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。</p> <p>●保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。</p>
活用できる方	生計を同一にする世帯全員の収入が、国で定めた最低生活を下回る世帯
お問い合わせ	お住まいの市町を所管する福祉事務所

制度の名称	雇用保険の失業等給付
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。 ●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受けやむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。 ●激甚災害法第25条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受けやむを得ず休業することになったため、本人も休業を余儀なくされた方が対象です。
お問い合わせ	お近くのハローワーク（公共職業安定所）

制度の名称	栃木県勤労者生活資金（一般勤労者向け・失業者向け）																
支援の種類	貸付（融資）																
制度の内容	<p>【一般勤労者向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害・事故・病気・冠婚葬祭・教育等により生活資金が必要になったときに融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>100万円（教育資金は200万円）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年1.7%</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td>0.7～1.2%</td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td>5年以内（教育資金は10年以内）</td> </tr> </table> <p>【失業者向け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●失業中の生活資金を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>年1.2%</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td>5年以内</td> </tr> </table>	貸付限度額	100万円（教育資金は200万円）	貸付利率	年1.7%	保証料	0.7～1.2%	返済期間	5年以内（教育資金は10年以内）	貸付限度額	100万円	貸付利率	年1.2%	保証料	1.2%	返済期間	5年以内
貸付限度額	100万円（教育資金は200万円）																
貸付利率	年1.7%																
保証料	0.7～1.2%																
返済期間	5年以内（教育資金は10年以内）																
貸付限度額	100万円																
貸付利率	年1.2%																
保証料	1.2%																
返済期間	5年以内																
活用できる方	<p>【一般勤労者向け】 勤務年数が1年以上で県内に1年以上居住する勤労者など</p> <p>【失業者向け】 企業の倒産等により失業し求職活動している方など</p>																
お問い合わせ	申込先：中央労働金庫の県内各店舗【制度に関するお問い合わせは、 栃木県産業労働観光部労働政策課（TEL 028-623-3217 FAX 028-623-3225）】																

制度の名称	国の教育ローン						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>学生・生徒1人あたり350万円以内</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等</td> </tr> <tr> <td>保証人等</td> <td>（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要</td> </tr> </table> <p>※金利については株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。</p>	貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内	対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等	保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要
貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内						
対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等						
保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要						
活用できる方	●世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり						
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター TEL 0570-008656						

●税の減免等に関すること

制度の名称	市町村税の減免措置等
支援の種類	減免・納税の猶予・申告・納付などの期限の延長
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●税の減免 災害により被害を受けられた場合、被災納税者の市町村税(個人住民税、固定資産税など)について、減免を受けられる場合があります。 ●納税の猶予 災害により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の市町村税について、納税の猶予を受けることができます。 ●申告・納付などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない方は、申告期限又は納期限が延長されます。これには、市町が告示を行い一律に期限が延長されている場合と市町への申請により延長が認められる場合があります。一律に期限が延長されている場合には手続きは必要ありません。
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	市町の税務担当課窓口

制度の名称	県税の減免措置等
支援の種類	減免・納税の猶予・申告・納付などの期限の延長
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●税の減免 災害により被害を受けられた場合、被災納税者の県税(自動車税(種別割及び環境性能割)、自動車取得税、不動産取得税、個人事業税など)について、減免を受けられる場合があります。 ●納税の猶予 災害により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の県税について、納税の猶予を受けることができます。 ●申告・納付などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない方は、申告期限又は納期限が延長されます。これには、県が対象地域を指定し、一律に期限が延長されている場合と県への申請により延長が認められる場合があります。一律に期限が延長されている場合には手続きは必要ありません。詳しくは、最寄りの県税事務所等にお問い合わせください。
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	○各県税事務所(P40参照) ○県庁経営管理部税務課 TEL 028-623-2104 FAX 028-623-3454

制度の名称	国税の減免措置等
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、地域指定による場合と個別指定による場合があります。 ●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合（損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象）、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。 ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。 ●納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。 ●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。 ●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。
お問い合わせ	お近くの税務署

●税以外の減免・要件緩和等に関すること

制度の名称	児童福祉施設等（保育所・母子生活支援施設を除く）及び里親委託に係る費用負担額の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●乳児院、児童養護施設等の児童福祉施設（保育所・母子生活支援施設を除く）への入所及び里親委託に係る費用負担額について減免が講じられることがあります。
お問い合わせ	●児童相談所（費用負担額を決定している児童相談所までご相談ください） 相談時間／月～金（祝日・年末年始を除く）8時30分～17時15分 ・中央児童相談所 TEL 028-665-7830 FAX 028-665-7830 ・県南児童相談所 TEL 0282-24-6121 FAX 0282-24-6119 ・県北児童相談所 TEL 0287-36-1058 FAX 0287-37-5799

制度の名称	社会福祉施設入所・通所に係る利用者負担額の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●保育所、障害者支援施設、介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設の利用者負担額の減免が講じられることがあります。
お問い合わせ	・保育所、障害者支援施設、介護保険施設、養護老人ホームについては、お住まいの市町へ ・障害児入所施設については、上記の児童福祉施設の問い合わせ先（児童相談所）へ ・軽費老人ホームについては、各施設へお問い合わせください。

制度の名称	障害福祉サービス、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置等
支援の種類	減免・支払猶予
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス（介護給付費、訓練給付費）、補装具費等に要する費用の利用者負担額の猶予・減免措置が講じられることがあります。
活用できる方	●対象者については、市町が定めることとなります。
お問い合わせ	お住まいの市町

制度の名称	障害者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置等
支援の種類	減免・支払猶予
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、自立支援医療費（育成医療・更生医療）の負担額の猶予・減免措置が講じられることがあります。
活用できる方	●対象者については、市町が定めることとなります。
お問い合わせ	お住まいの市町

制度の名称	医療保険、介護保険の保険料(税)・一部負担金等の減免措置等							
支援の種類	減免・支払猶予							
制度の内容	<p>●医療保険、介護保険の保険料(税)・一部負担金等について、減免措置等が講じられます。</p> <table border="1"> <tr> <td>国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)の減免・支払猶予</td> <td>国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)について減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。</td> </tr> <tr> <td>健康保険等の一部負担金の減免・支払猶予</td> <td>健康保険等の一部負担金について減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。</td> </tr> <tr> <td>介護保険料及び利用料の減免・支払猶予</td> <td>介護保険料について減免・支払猶予措置や、利用料について減免措置が講じられる場合があります。</td> </tr> </table>		国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)の減免・支払猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)について減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。	健康保険等の一部負担金の減免・支払猶予	健康保険等の一部負担金について減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。	介護保険料及び利用料の減免・支払猶予	介護保険料について減免・支払猶予措置や、利用料について減免措置が講じられる場合があります。
国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)の減免・支払猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)について減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。							
健康保険等の一部負担金の減免・支払猶予	健康保険等の一部負担金について減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。							
介護保険料及び利用料の減免・支払猶予	介護保険料について減免・支払猶予措置や、利用料について減免措置が講じられる場合があります。							
活用できる方	<p>●災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険料(税)・一部負担金等の支払いが困難と認められる方</p> <p>●保険者によって取扱いが異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や市町にご確認ください。</p>							
お問い合わせ	<p>・健康保険組合、全国健康保険協会、お住まいの市町(国民健康保険・介護保険)、国保組合、共済組合などご加入の各医療保険者・介護保険者の窓口</p> <p>・後期高齢者医療制度については、お住まいの市町又は栃木県後期高齢者医療広域連合の窓口</p>							

制度の名称	未払賃金立替払制度	
支援の種類	立替	
制度の内容	<p>企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。</p> <p>●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです(上限有り)。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。</p> <p>●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康安全機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。</p>	
活用できる方	<p>●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。</p> <p>(1)使用者が、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと 2. 1年以上事業活動を行っていたこと 3. ア. 法律上の倒産(破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合)をしたこと この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。 イ. 事実上の倒産(中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合)をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行ってください。 <p>(2)労働者が、倒産について裁判所への申立て等(法律上の倒産の場合)又は労働基準監督署への認定申請(事実上の倒産の場合)が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること。</p>	
お問い合わせ	<p>お近くの労働基準監督署 (所在地案内)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/tochigi/index.html#roudoukyoku</p> <p>独立行政法人労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー 044-431-8663</p>	

制度の名称	保育所等の保育料の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●保育所、認定こども園等の保育料の減免が受けられることがあります。
活用できる方	●災害による被害を受け、保育料を負担することが困難であると認められる保護者
お問い合わせ	お住まいの市町

制度の名称	小・中学生の就学援助措置
支援の種類	給付
制度の内容	●被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、校外活動費、学校給食費等を援助します。
活用できる方	●被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者。
お問い合わせ	お住まいの市町、通学されている学校

制度の名称	県立高等学校授業料等減免措置
支援の種類	減免
制度の内容	●保護者が災害により著しい損害を受けた生徒を対象に、授業料等の減免をします。
活用できる方	●災害その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認められる方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各学校、栃木県教育委員会高校教育課 TEL 028-623-3398 FAX 028-623-3393

制度の名称	私立高等学校授業料減免措置
支援の種類	減免
制度の内容	●保護者等が災害により著しい損害を受け授業料の納付が困難となった生徒を対象に、私立高等学校等において授業料の免除を行う場合があります。
活用できる方	●在籍する各学校にお問い合わせください。
お問い合わせ	在籍する各学校

制度の名称	県央産業技術専門校（本科）授業料減免措置
支援の種類	減免
制度の内容	●学資負担者が災害により著しい損害を受けた場合、県央産業技術専門校（本科）の授業料を減免します。
お問い合わせ	栃木県県央産業技術専門校 TEL 028-689-6374 FAX 028-689-6377

制度の名称	教科書等の無償給与（災害救助法） ※災害救助法が適用された21市町が対象
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害により学用品を失った児童・生徒・学生に対して、教科書や正規の副教材を無償給与します。その他の教材、文房具、通学用品についても支給します。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等（特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校、高等専門学校等を含む）の児童・生徒・学生が対象です。
お問い合わせ	・市町立学校については、市町教育委員会 ・県立、国立学校については、通学されている各学校 ・私立学校については、栃木県経営管理部文書学事課 TEL028-623-2056 FAX028-623-2074

制度の名称	大学等授業料等減免措置
支援の種類	減免・猶予
制度の内容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行います。 ※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。
活用できる方	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各学校（授業料担当窓口）

制度の名称	大学生等を対象とする奨学金の緊急採用等
支援の種類	貸与・減額返還・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●災害により家計が急変した方に対して、緊急採用奨学金の貸与や減額返還・返還期限の猶予などを行います。 ※具体的な基準などは、JASSO又は学校にお問い合わせください。
活用できる方	●（貸与）・・・大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校(専門課程)に在学している方 ●（減額返還・猶予）・・・奨学金の貸与を受けて、現在、返還中の方など
お問い合わせ	・独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO） 0570-666-301 ・在籍する各学校（奨学金担当窓口）

制度の名称	高校生等を対象とする奨学金の緊急採用等
支援の種類	貸与・減免・猶予
制度の内容	●災害により家計が急変した方に対して、緊急採用奨学金の貸与や全額若しくは一部の返還免除・返還期限の猶予などを行います。 ※具体的な基準や免除額などは、栃木県育英会にお問い合わせください。
活用できる方	●（貸与）・・・高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は専修学校（高等課程）に在学している方 ●（減免・猶予）・・・奨学金の貸与を受けて、現在、返還中の方など
お問い合わせ	・公益財団法人栃木県育英会 TEL 028-623-3459 FAX 028-621-8821 ・在籍する各学校（奨学金担当窓口）

制度の名称	住宅ローンの返済方法の変更（住宅金融支援機構）
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（住宅金融支援機構から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 <住宅金融支援機構の場合> 1. 返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間 2. 払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ 3. 返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年 ※住宅金融支援機構以外の住宅ローンをご返済の方は、取扱い金融機関窓口にご相談ください。
活用できる方	●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。 1. 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 2. 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 3. 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が被害を受けたため、著しく収入が減少した方
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353

制度の名称	災害復興融資制度（貸付）
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●貸付限度額 建設資金：基本融資額 1,680万円、特例加算額520万円（最長返済期間35年） 補修資金：基本融資額 740万円（最長返済期間20年） ●貸付金利（令和元年10月1日現在） 基本融資額等：年0.24%（全期間固定）、特例加算：年1.14%（全期間固定） ●申込み受付期間 り災日から2年間
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●建設、購入：住宅が「全壊」「大規模半壊（※）」「半壊（※）」した方 ※被災住宅の修理が不能又は困難である場合 ●補修：住宅に被害が生じた方
お問い合わせ	住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353

制度の名称	文化財補助金事業
支援の種類	補助
制度の内容	●被害を受けた国指定等文化財または県指定等文化財の復旧に関する補助。
活用できる方	●被害を受けた国指定等文化財または県指定等文化財の所有者
お問い合わせ	お住まいの市町の文化財担当課

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。 ●住宅や家財等の財産についてその価格の概ね1/2以上の事情の損害を受けた場合、所得制限の適用を除外します。
活用できる方	●各手当受給者世帯
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当については、お住まいの市、県東・県南・県北健康福祉センター（町にお住まいの方） ・特別児童扶養手当については、お住まいの市町又は栃木県障害福祉課 TEL 028-623-3053 FAX 028-623-3052

制度の名称	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業に係る補聴器買替えのための要件の緩和
支援の種類	要件緩和
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、補聴器買替えのための要件が緩和されることがあります。
活用できる方	●対象者については、市町が定めることとなります。
お問い合わせ	お住まいの市町

(事業者向け)

●商工関係

制度の名称	中小企業等グループ補助金
支援の種類	補助金
制度の内容	<p>◆対象者：中小企業者・中小企業事業協同組合等 ※あらかじめグループを組成して「復興事業計画」を策定することが必要</p> <p>◆支援内容：中小企業等グループの復興事業計画に基づき、グループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用を補助します。</p> <p>◆補助率：中小企業者・中小企業事業協同組合等 3/4（国1/2、県1/4） 上記以外（中堅企業等） 1/2（国1/3、県1/6）</p> <p>◆補助上限額：1事業者あたり15億円</p> <p>◆対象経費：施設（登記してあるもの）、設備（資産計上してあるもの）の復旧費用等</p> <p>※現在、募集要項、公募開始日等を調整中</p>
お問い合わせ	栃木県産業労働観光部経営支援課 TEL 028-623-3173 FAX 028-623-3340

制度の名称	栃木県制度融資														
支援の種類	貸付（融資）														
制度の内容	<p>○令和元年台風第19号緊急対策資金</p> <p>◆融資枠 110億円</p> <p>◆貸付対象者 原則として県内に1年以上事業所を有し、かつ当該融資に係る事業と同一の事業実績を1年以上有する者で、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>【直接被害】台風により直接被害を受けた者 【間接被害】台風により最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつその後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少する見込みである者</p> <p>◆内容</p> <table border="1"> <tr> <td>資金用途</td> <td>運転資金・設備資金</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>8,000万円</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>10年以内（うち据置期間2年以内）</td> </tr> <tr> <td>融資利率</td> <td>1.2%以内（保証付き 責任共有制度対象外）、1.4%以内（保証付き 責任共有制度対象）</td> </tr> <tr> <td>協調倍率</td> <td>銀行・商工中金 2.8倍、信用金庫・信用組合 2.5倍</td> </tr> <tr> <td>保証料率</td> <td>0.7%、0.8%、1.35%</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>令和2年3月31日まで</td> </tr> </table> <p>○経営安定資金（基盤強化融資）</p> <p>◆融資枠 90億円</p> <p>◆貸付対象者 原則として県内に1年以上事業所を有し、かつ当該融資に係る事業と同一の事業実績を1年以上有する者で、次のいずれかに該当するもの。</p>	資金用途	運転資金・設備資金	融資限度額	8,000万円	融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）	融資利率	1.2%以内（保証付き 責任共有制度対象外）、1.4%以内（保証付き 責任共有制度対象）	協調倍率	銀行・商工中金 2.8倍、信用金庫・信用組合 2.5倍	保証料率	0.7%、0.8%、1.35%	実施期間	令和2年3月31日まで
資金用途	運転資金・設備資金														
融資限度額	8,000万円														
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）														
融資利率	1.2%以内（保証付き 責任共有制度対象外）、1.4%以内（保証付き 責任共有制度対象）														
協調倍率	銀行・商工中金 2.8倍、信用金庫・信用組合 2.5倍														
保証料率	0.7%、0.8%、1.35%														
実施期間	令和2年3月31日まで														

経営不安防止	(1) 景気低迷等により、経営の安定に支障を生じており、最近の3か月間又は6か月間の売上高が前年同期又は2年前同期に比較して、3%以上減少している中小企業者又は中小企業団体
	(2) 受取手形の不渡り等の債権回収に困難を生じたことにより経営の安定に著しく支障を来している中小企業者又は中小企業団体
	(3) 信用保険法第2条第5項第1号から第8号の規定に基づき市町村長の認定を受けた中小企業者（特定中小企業者）
	(4) 信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町村長の認定を受けた中小企業者（特例中小企業者）〔危機関連保証の専用資金〕
	(5) 特定被災区域内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体で、かつ、東日本大震災（以下「震災」という。）の影響を受けた、次のいずれかに該当するもの ① 震災により、直接被害を受けたもの ② 震災の発生後の最近3か月間の売上高または販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。）が震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少しているもの
罹災対策	(1) 故意若しくは重過失によらない火災、地震又は風水害等の非常災害を受けて資金を必要とする中小企業者又は中小企業団体
	(2) B C Pの策定及びB C Pに基づく対策等を含め、災害等の未然防止対策として、知事が特に必要と認めた事業を行う中小企業者又は中小企業団体 ※ 災害等の未然防止対策については事業内容により、特別な債務保証の対象となる場合がある。

◆資金使途

1 経営不安防止	売上の減少、取引先の倒産、取引条件の悪化等による経営不安を防止するための運転資金
2 罹災対策	罹災への対応及びB C Pの策定及びB C Pに基づく対策等を含め、災害等の未然防止対策に必要な運転資金及び設備資金（土地取得費を除く。）

◆融資条件

	1 経営不安防止	2 罹災対策
融資限度額	運転資金 4,000万円 ただし、融資対象(5)は、5,000万円	運転資金 3,000万円 設備資金 5,000万円
融資期間	1年超10年以内（うち据置1年以内）	1年超7年以内（うち据置1年以内）
融資利率	責任共有制度対象外 年 1.6%以内 責任共有制度対象 年 1.8%以内	
信用保証	保証協会の保証（融資対象1(4)については危機関連保証）を付するものとする。 ただし、融資対象2(2)の特別な債務保証の対象となる場合を除く。	

	返済方法	取扱金融機関の定めるところによる。
	その他	その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。
	◆申込みに必要な書類	
		書 類 名
	共通	県税の滞納がないことを証する書面（使用目的が「栃木県の融資制度の融資申込みのため」となっている県税事務所長発行の納税証明書） 許可証等の写し（許可業種の場合）
	融資対象 1(1)	営業状況調書（別記様式11-1）
	融資対象 1(2)	不渡手形の現物等
	融資対象 1(3)・(4)	市町村長の認定書
	融資対象 1(5)①	市町村長等の罹災証明書
	融資対象 1(5)②	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第128条第1項第1号の規定に基づく市町村長の認定書
融資対象 2(1)	市町村長等の罹災証明書	
<p>※制度融資の申込前に、金融機関、信用保証協会に対し事前相談が必要となります。 まずは、お取引のある金融機関又は最寄りの商工会・商工会議所へご相談ください。</p>		
お問い合わせ	栃木県産業労働観光部経営支援課 TEL 028-623-3181 FAX 028-623-3340	

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付									
支援の種類	貸付（融資）									
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。 ●災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行います。 ●株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ○国民生活事業 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">貸付限度額</td> <td>各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">償還期間</td> <td>10年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> ○中小企業事業 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">貸付限度額</td> <td>別枠で1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #ffff00;">償還期間</td> <td>15年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> ●株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なりますので、詳しくは各機関にご確認ください。 		貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額	償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）	貸付限度額	別枠で1億5千万円以内	償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）
貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額									
償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）									
貸付限度額	別枠で1億5千万円以内									
償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）									
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等									
お問い合わせ	国民生活事業 株式会社日本政策金融公庫 宇都宮支店、佐野支店 中小企業事業 株式会社日本政策金融公庫 宇都宮支店									

制度の名称	災害復旧貸付（商工組合中央金庫）				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。 ●災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行います。 ●株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="336 409 1114 483"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>別枠で1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> ●株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なりますので、詳しくは各機関にご確認ください。 	貸付限度額	別枠で1億5千万円以内	償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）
貸付限度額	別枠で1億5千万円以内				
償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）				
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等				
お問い合わせ	株式会社商工組合中央金庫 宇都宮支店、足利支店				

制度の名称	雇用調整助成金
支援の種類	助成金
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用（雇用保険被保険者）の維持を図った場合には、休業手当、賃金等の一部が助成されます。 ●台風19号の影響による場合には、支給要件の緩和、助成率の引上げ、支給限度日数の延長等の特例措置が講じられています。（休業等の初日が、令和元年10月12日から令和2年4月11日までの場合に適用されます。） <p>※令和元年台風第19号に伴う「経済上の理由」とは 風水害による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりませんが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない ・風評被害により、観光客が減少した ・施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能 <p>[支給対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業等を行う事業主（雇用保険適用事業所）
お問い合わせ	お近くのハローワーク（公共職業安定所）

●農業関係

制度の名称	栃木県農漁業災害対策特別措置条例
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生産を維持増進するための助成措置 <ul style="list-style-type: none"> ①病虫害防除用農薬購入費等の助成 ②樹草勢回復肥料購入費等の助成 ③代替作付け用種苗等購入費の助成 ④種苗・桑葉等の輸送費の助成 ⑤農作物取り片付け作業費等の助成 ⑥農作物育成管理用施設等撤去作業費の助成 ●資金の融通を円滑にするための措置 <ul style="list-style-type: none"> ①災害経営資金の融通措置（利子補給） ②施設復旧資金の融通措置（利子補給） <p>[事業主体]市町 ※助成措置の対象となるのは、条例に基づき災害地域の指定を受けた地域（市町）になります。</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・お住まいの市町の農政担当窓口 ・各農業振興事務所（P40参照） ・きのご類については、各環境森林事務所または矢板森林管理事務所

制度の名称	農地・農業用施設災害復旧事業
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●異常な天然現象によって被害を受けた農地及び農業用施設（農業水利施設や農道等）の復旧に対する補助 <p>[対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田畑など農地の流亡・埋没の復旧 ・土砂の流入、畦畔の崩壊などの復旧 ・ため池、水路、農道、頭首工、揚水機などの復旧 <p>[事業主体]</p> <p>市町又は団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本事業の利用にあたっては要件がありますので、詳しくはお住まいの市町の農政担当窓口にご確認ください。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・お住まいの市町の農政担当窓口 ・各農業振興事務所（P40参照）

制度の名称	強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災産地施設支援型）
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災した共同利用施設（集出荷施設、乾燥調整貯蔵施設等）の補修・再取得並びに被災を機に産地で共同利用する低コスト耐候性ハウスの整備及びこれらの整備に伴う被災施設の撤去・整地費用に対する補助 <ul style="list-style-type: none"> ○採択基準 <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設において被災した受益農業従事者が5名以上いること。 ・成果目標として、被災前に比べて1%以上、生産量や生産額が増加若しくは生産コストや流通コスト、労働時間が縮減されること。なお、目標年度は本対策実施年度の翌々年度とする。 ○補助率 <ul style="list-style-type: none"> 1/2以内 ※園芸施設共済の加入対象施設である場合は、加入状況によって補助率が変わります。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・お住まいの市町の農政担当窓口 ・各農業振興事務所（P40参照） ・栃木県農政部生産振興課水田農業改革班水田改革チーム TEL 028-623-2279 FAX 028-623-2335

制度の名称	強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）
支援の種類	補助
制度の内容	<p>●農産物の生産・加工に必要な施設の再建・修繕への補助</p> <p>○対象となる施設 農業用ハウス、果樹棚、畜舎、農業用施設及び付帯施設等</p> <p>○補助率（市町上乗せ分含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30%以上の被害：4／10 ・30%未満の被害：3／10 <p>※農業用ハウスについては、園芸施設共済の加入状況によって補助率が変わります。</p> <p>●農業用・加工用機械の取得・修繕への補助</p> <p>○対象となる機械 トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機等</p> <p>○補助率（市町上乗せ分含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30%以上の被害：4／10 ・30%未満の被害：3／10 <p>●農業用ハウス等の施設や流入した土砂の撤去費用への補助</p> <p>○対象となる事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した施設の解体、運搬、処理等 ・土砂等の運搬、処理等 <p>○補助率（市町上乗せ分含む） 6／10</p> <p>●農業用ハウス等の補強への補助</p> <p>○対象となる事業内容 被災した農業用ハウス、果樹棚、畜舎等の再建・修繕を契機とした当該ハウス等の補強</p> <p>○補助率 3／10以内</p> <p>※事業承認前に行われた復旧の取組も補助の対象となるので、以下の書類等の整理・保管をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①施設の被害状況、作業を行った者、日付、費用の額が分かる書類や写真 ②作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書、領収書等の書類
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・お住まいの市町の農政担当窓口 ・各農業振興事務所（P40参照）

制度の名称	持続的生産強化対策事業（産地緊急支援事業）			
支援の種類	補助			
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災した産地の速やかな営農再開に必要な経費に対する補助 ○ 対象となる取組主体 被災した受益農業従事者が3名以上いる農業者団体、公社、地域農業再生協議会等 ○ 対象となる取組及び補助率 			
	支援する取組		補助対象経費	補助率
	(1) 営農再開支援			
	ア 資材の調達支援	(ア) 早期営農再開	令和元年度中の営農再開に必要な次の経費 ・生産資材（種子・種苗等の消費財に限る。）の購入経費 ・作業委託費及び農業機械等レンタル経費	1/2以内
		(イ) 作物転換・規模拡大	被災を機に作物転換・規模拡大を図る場合に必要な生産資材等（パイプハウスのパイプ等の撤去費用を含み、種子・種苗等の消費材を除く。）の購入等経費	1/2以内
	イ 栽培環境整備	(ア) 作物残さ等の撤去	被災に伴い新たに必要となった作物残さや飛散したガラス等の撤去により、次期作又は作物転換に向け、良好な栽培環境を整備するために必要な掛かり増し経費	定額 (作物残さ：1,500円/10a以内、ガラス等：14,000円/10a以内、稲わら等：5,000円/m ³)
		(イ) 追加防除・施肥	被災からの生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入並びに土壌診断に必要な掛かり増し経費	1/2以内
		(ウ) 防除方法の転換	被災を機に地上防除から航空防除に転換した際の航空防除委託経費	1/2以内
	ウ 土づくり	災害復旧事業により客土工法を用いて復旧したほ場において、堆肥の追加的な投入を行った場合及び緑肥の適量のすき込みに必要な経費		定額 (10,000円/10a以内)
	(2) 集出荷施設等における農作物の出荷円滑化等支援			
	ア 施設の仮復旧等	被災により機能が低下した集出荷施設等について、簡易修繕等により一時的に機能を回復させるために必要な経費		1/2以内 (補修等に必要経費に限る。)
	イ 周辺集出荷施設等の活用	被災施設に集荷した農作物を周辺施設に輸送し、選果・加工等を行うために必要な輸送経費		定額 (7,000円/t以内)
	ウ 集出荷機能等の強化	被災による集出荷機能等の低下を手選果等により補い、集出荷量等を回復させるために必要な作業労賃費		定額 (5,600円/人日以内)
※ 園芸施設共済の加入対象施設である場合は、加入状況によって補助率が変わります。				
お問い合わせ	関東農政局生産部生産振興課 TEL 048-740-0407 FAX 048-601-0533			

制度の名称	農林水産業共同利用施設災害復旧事業																											
支援の種類	補助																											
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧補助 ○ 対象となる施設の所有者 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農事組合法人、地方公共団体等 ○ 対象となる施設 農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、共同作業場等の共同利用施設 ただし、法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限ります。 ○ 採択基準及び補助率 ※対象となる農事組合法人は、公共性・公益性を持つ法人に限定されます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>採択基準</th> <th colspan="2">補助率</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th></th> <th>40万円までの部分</th> <th>40万円を超える部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般災害</td> <td>40万円以上</td> <td colspan="2">2 / 10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">激甚災害</td> <td>告示地域※</td> <td>13万円以上</td> <td>4 / 10</td> <td>9 / 10</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>40万円以上</td> <td>3 / 10</td> <td>5 / 10</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ 告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域 具体的には、農地・農業用施設の年間災害復旧事業費（国の補助額を控除）の関係農家1戸当たり負担額が2万円を超える地域 ○ 補助対象額 被災施設の復旧費を経年減価方式により算出した額 ただし、当該施設の再取得に要する費用の20%を下限とします。 						採択基準	補助率					40万円までの部分	40万円を超える部分	一般災害		40万円以上	2 / 10		激甚災害	告示地域※	13万円以上	4 / 10	9 / 10	その他の地域	40万円以上	3 / 10	5 / 10
		採択基準	補助率																									
			40万円までの部分	40万円を超える部分																								
一般災害		40万円以上	2 / 10																									
激甚災害	告示地域※	13万円以上	4 / 10	9 / 10																								
	その他の地域	40万円以上	3 / 10	5 / 10																								
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業施設に係ること 栃木県農政部経済流通課団体指導担当 TEL 028-623-2253 FAX 028-623-2301 ・ 林業・特用林産施設に係ること 栃木県環境森林部林業木材産業課循環型林業担当 TEL 028-623-3286 FAX 028-623-3278 																											

制度の名称	災害条例資金（災害経営資金）			
支援の種類	融資			
制度の内容	災害後の再生産に必要な種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、家きん、きのご類の栽培用原木・種菌・菌床等の購入及びその他農業経営に必要な資材等の購入に必要な資金			
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ お近くの農協等金融機関 ・ 栃木県農政部経済流通課農業金融担当 TEL 028-623-2297 FAX 028-623-2301 			

制度の名称	災害条例資金（施設復旧資金）			
支援の種類	融資			
制度の内容	天災により施設（農舎、畜舎、サイロ、堆肥舎、温室、果樹棚、農機具等の農業用施設又は漁業用施設）に被害を受けた場合、当該施設の復旧又は補修に必要な資金			
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ お近くの農協等金融機関 ・ 栃木県農政部経済流通課農業金融担当 TEL 028-623-2297 FAX 028-623-2301 			

制度の名称	農業近代化資金（災害復旧支援資金）			
支援の種類	融資			
制度の内容	災害により被害を受けた農業用施設の復旧、家畜の購入等、被災した農業舎の経営再建に必要な資金			
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ お近くの農協等金融機関 ・ 栃木県農政部経済流通課農業金融担当 TEL 028-623-2297 FAX 028-623-2301 			

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付
支援の種類	融資
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●株式会社日本政策金融公庫では、農業者等に対する各種貸付を行っています。 <ul style="list-style-type: none"> ○農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農業経営の再建に必要な資金を無利子（最長5年間）で融資します。 ○農林漁業施設資金：災害により被災した農業施設の復旧のための資金を無利子（最長5年間）で融資します。 ○農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を無利子（最長5年間）で融資します。 ●上記のほかにも、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金、最長5年間の無利子）、青年等就農資金等の農業者等に対する資金制度があります。資金制度の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。
活用できる方	農業者等
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 宇都宮支店 TEL 028-636-3901 FAX 028-636-3912

制度の名称	農業共済・収入保険
支援の種類	補償
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●栃木県農業共済組合の農業保険制度（農業共済・収入保険）に加入されている方で農作物や家畜・園芸施設等に損害（減収）が発生した場合、損失が一定割合補償されます。詳しくは、同組合へご相談ください。
お問い合わせ	栃木県農業共済組合 TEL 028-683-5531 FAX 028-683-5530

●林業関係

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付
支援の種類	融資
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っています。 農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた林業経営の再建に必要な資金を無利子（最長10年間）で融資します。 農林漁業施設資金：災害により被災した林業施設の復旧のための資金を無利子（最長10年間）で融資します。 林業基盤整備資金：林道、林道の付帯施設、林道の保全に必要な施設の復旧等のための資金を無利子（最長10年間）で融資します。 ●上記のほかにも農林漁業者に対する融資の取扱いがあります。 各種資金制度の詳細については、株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。
お問い合わせ	・株式会社日本政策金融公庫 宇都宮支店 TEL 028-636-3901 FAX 028-636-3912

制度の名称	林業・木材産業災害復旧対策保証
支援の種類	融資
制度の内容	●災害により直接的・間接的に被害を受けられた林業・木材産業を営む方が、金融機関から事業の復旧・再建に必要とする運転資金・設備資金の融資を受ける際、この保証制度を利用することができます。
お問い合わせ	・独立行政法人農林漁業信用基金 TEL 03-3294-5585・5586 FAX 03-3294-5595

制度の名称	林業・木材産業改善資金
支援の種類	融資
制度の内容	●施設・設備の導入にあたって活用できる無利子の貸付を行っています。
お問い合わせ	・栃木県環境森林部林業木材産業課 TEL 028-623-3273 FAX 028-623-3278 ・各環境森林事務所、矢板森林管理事務所

制度の名称	林業・木材産業関係施設災害復旧 等
支援の種類	補助
制度の内容	●被害を受けた特用林産振興施設、木材加工流通施設等の復旧等を支援します。
お問い合わせ	・栃木県環境森林部林業木材産業課 TEL 028-623-3286 FAX 028-623-3278 ・各環境森林事務所、矢板森林管理事務所

制度の名称	被害森林の整備
支援の種類	補助
制度の内容	●自助努力等によっては適切な整備が行えない被害森林において、事業主体が森林所有者との協定に基づいて行う人工造林や作業道の復旧等を支援します。
お問い合わせ	・栃木県環境森林部林業木材産業課 TEL 028-623-3286 FAX 028-623-3278 ・各環境森林事務所、矢板森林管理事務所

制度の名称	栃木県農漁業災害対策特別措置条例
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生産を維持増進するための助成措置（条例第5条） <ul style="list-style-type: none"> ①病虫害防除用農薬購入費等の助成 ②樹草勢回復肥料購入費等の助成 ③代替作付け用種苗等購入費の助成 ④種苗・桑葉等の輸送費の助成 ⑤農作物取り片付け作業費等の助成 ⑥農作物育成管理用施設等撤去作業費の助成 ●資金の融通を円滑にするための措置（条例第6条） <ul style="list-style-type: none"> ①災害経営資金の融通措置（利子補給） ②施設復旧資金の融通措置（利子補給） <p>[事業主体]市町 ※助成措置の対象となるのは、災害地域の指定を受けた地域（市町）になります。</p>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・お住まいの市町村の農政担当窓口 ・各農業振興事務所 ・きのご類については、各環境森林事務所または矢板森林管理事務所

制度の名称	農林水産業共同利用施設災害復旧事業																					
支援の種類	補助																					
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧補助 <ul style="list-style-type: none"> ○対象となる施設の所有者 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農事組合法人、地方公共団体等 ○対象となる施設 農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、共同作業場等の共同利用施設 ただし、法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限ります。 ○採択基準及び補助率 ※対象となる農事組合法人は、公共性・公益性を持つ法人に限定されます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th rowspan="2">採択基準</th> <th colspan="2">補助率</th> </tr> <tr> <th>40万円までの部分</th> <th>40万円を超える部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般災害</td> <td>40万円以上</td> <td colspan="2">2/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">激甚災害</td> <td>告示地域※</td> <td>13万円以上</td> <td>4/10</td> <td>9/10</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>40万円以上</td> <td>3/10</td> <td>5/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域 具体的には、農地・農業用施設の年間災害復旧事業費（国の補助額を控除）の関係農家1戸当たり負担額が2万円を超える地域</p> ○補助対象額 被災施設の復旧費を経年減価方式により算出した額 ただし、当該施設の再取得に要する費用の20%を下限とします。 			採択基準	補助率		40万円までの部分	40万円を超える部分	一般災害		40万円以上	2/10		激甚災害	告示地域※	13万円以上	4/10	9/10	その他の地域	40万円以上	3/10	5/10
					採択基準	補助率																
		40万円までの部分	40万円を超える部分																			
一般災害		40万円以上	2/10																			
激甚災害	告示地域※	13万円以上	4/10	9/10																		
	その他の地域	40万円以上	3/10	5/10																		
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・農業施設に係ること 栃木県農政部経済流通課 TEL 028-623-2253 FAX 028-623-2301 ・林業・特用林産施設に係ること 栃木県環境森林部林業木材産業課 TEL 028-623-3286 FAX 028-623-3278 																					

制度の名称	林道施設災害復旧事業
支援の種類	補助
制度の内容	●異常な自然現象によって被害を受けた林道施設の復旧に対する補助 [事業主体] 県、市町村又は森林組合
お問い合わせ	・お住まいの市町村の林政担当窓口 ・各森林組合 ・各環境森林事務所又は矢板森林管理事務所

制度の名称	苗畑共済事業
支援の種類	補償
制度の内容	●栃木県山林種苗緑化樹協同組合に加入されている方で、需給山行苗木が育成中に災害を受けた場合、補償されます。 詳しくは、下記組合へご相談ください。
お問い合わせ	・栃木県山林種苗緑化樹協同組合 TEL 028-622-4893 FAX 028-627-7900

制度の名称	収入保険
支援の種類	補償
制度の内容	●全国農業共済組合連合会の収入保険制度に加入されている方で、山行苗木が自然災害により収量減少した場合、一定割合について補償されます。 詳しくは、下記組合へご相談ください。
お問い合わせ	・栃木県山林種苗緑化樹協同組合 TEL 028-622-4893 FAX 028-627-7900

制度の名称	森林保険
支援の種類	補償
制度の内容	●森林保険に加入している人工林の被害（火災）を受けた場合、補償されます。
お問い合わせ	・栃木県森林組合連合会 TEL 028-637-1450 FAX 028-637-1454 ・各森林組合

●保健・医療・福祉関係

制度の名称	医療施設等災害復旧費補助金
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災した公的医療機関や政策医療を実施している医療機関等の復旧補助（復旧するための費用を原則1/2国が補助。上限あり。） ○対象となる施設 公的医療機関、政策医療実施機関、医療関係者養成所施設等 ○補助の対象となる費用 <ul style="list-style-type: none"> ・建物及び建物附属設備の復旧費用 ・医療用設備の復旧費用 ・医療機関の医療機器、医療関係者養成所施設の教材（※）の復旧費用 ※ 激甚災害により被災した場合に限る ※ 修理費などの復旧費用が、1品あたり50万円（歯科の場合は10万円）以内は除く ○補助の対象とならない費用（一例） <ul style="list-style-type: none"> ・土地（敷地、構内道路、屋外運動場、法面、駐車場等）、造園 ・工作物（囲障、門等） ・消耗品、ベッド、椅子、机及びその他事務機器等 ・救急車等の車両 ・賃貸の建物、リースの医療機器 ※ 復旧のための費用の合計（税込）が80万円に満たない場合も補助の対象となりません。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ [在宅医療実施病院（診療所及び歯科診療所を含む）] 栃木県保健福祉部医療政策課 在宅医療・介護連携担当 TEL 028-623-3046 FAX 028-623-3131 ・ [障害者歯科医療協力医] 栃木県保健福祉部健康増進課 がん・生活習慣病担当 TEL 028-623-3095 FAX 028-623-3920 ・ [上記以外] 栃木県保健福祉部医療政策課 医療体制整備担当 TEL 028-623-3157 FAX 028-623-3131

制度の名称	社会福祉施設等災害復旧事業
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●異常な天然現象によって被害を受けた社会福祉施設等の施設復旧に対する補助 ○対象となる施設 <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設などの社会福祉施設等 [事業主体] 市町又は社会福祉法人等 ●対象となる施設や必要な手続きについての詳細は、下記連絡先までお問い合わせください。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ [高齢者関係施設] 栃木県保健福祉部高齢対策課 TEL 028-623-3147 FAX 028-623-3058 ・ [障害者関係施設] 栃木県保健福祉部障害福祉課 TEL 028-623-3029 FAX 028-623-3052 ・ [児童関係施設] 栃木県保健福祉部こども政策課 TEL 028-623-3068 FAX 028-623-3070

制度の名称	保健衛生施設等災害復旧事業
支援の種類	補助
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●台風第19号によって被害を受けた保健衛生施設等の施設復旧に対する補助 ○対象となる施設 <ul style="list-style-type: none"> ・市町保健センター、精神科病院などの保健衛生施設等 [事業主体] 市町又は医療法人等 ●対象となる施設や必要な手続きについての詳細は、下記連絡先までお問い合わせください。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木県保健福祉部保健福祉課 TEL 028-623-3103 FAX 028-623-3131

(共通)

●各種相談窓口

相談窓口名	栃木県弁護士会による無料電話相談
相談内容、概要等	●台風第19号の被害に遭われた方を対象として無料法律相談を実施 ●実施時間：平日（火曜日～金曜日）13時～16時
お問い合わせ	028-614-3550（予約不要、通話料はかかります。）

相談窓口名	日本司法書士会連合会による無料電話相談
相談内容、概要等	●不動産・会社等の登記、賃貸借、債権・債務（借金）等に関する問題 ●実施時間：令和元年10月17日～12月20日 平日11時～17時
お問い合わせ	0120-315199（フリーダイヤル）

制度の名称	法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）
相談内容、概要等	●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問合せを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。 また、「収入が一定額以下」などの条件を満たす方には、弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え等の援助を行っています。
お問い合わせ	●法テラス・サポートダイヤル（被災者専用フリーダイヤル） 0210-078309 <small>おなやみレスキュー</small> ●法テラス各地方事務所 ●法テラスホームページ http://www.houterasu.or.jp ●法テラス携帯サイト https://www.houterasu.or.jp/k/index.html

相談窓口名	人権相談（法務局）
相談内容、概要等	●差別や虐待、パワーハラスメントなど、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット（パソコン・携帯電話）で相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。面談・電話による相談は平日8時30分から17時15分まで受け付けています。
お問い合わせ	●みんなの人権110番【全国共通人権相談ダイヤル】 0570-003-110（全国共通・ナビダイヤル） ●子どもの人権110番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話】 0120-007-110（全国共通・フリーダイヤル） ●女性の人権ホットライン【セクハラ、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話】 0570-070-810（全国共通・ナビダイヤル） ●外国語人権相談ダイヤル（Foreign language Human Rights Hotline） 0570-090-911（全国共通・ナビダイヤル） ●インターネット人権相談受付窓口 http://www.jinken.go.jp/ （パソコン、携帯電話、スマートフォン共通）



↑インターネット相談
申込はこちらから

相談窓口名	女性・男性のための相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●夫婦・家庭・人間関係、子育てや介護、セクハラ、ストーカー、配偶者からの暴力など女性の悩み相談に電話及び面接で対応。 ●夫婦・家庭・人間関係など男性の悩み相談に、男性相談員が電話で対応。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●とちぎ男女共同参画センター相談ルーム <p>(女性相談) 電話：月～日／9時～16時 028-665-8720 面接：火～日／9時～16時 電話で予約が必要</p> <p>(男性相談) 月、水／17時30分～19時30分 028-665-8724 女性相談・男性相談とも祝休日・年末年始はお休みです。</p>

相談窓口名	性暴力被害者支援センター”とちエール”
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●性暴力の被害者に対し、被害直後から総合的な支援をワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減しその健康の回復を図るため、産婦人科医療をはじめ心理的支援や法的支援等のコーディネートを行う。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●電話相談・来所相談 栃木県済生会宇都宮病院内 ●相談受付時間／平 日 9時～17時30分 土曜日 9時～12時30分 日曜、祝日、年末年始を除く ※緊急医療のみ22時まで受付 ●相談専用ダイヤル 028-678-8200

相談窓口名	多言語相談（とちぎ外国人相談サポートセンター）
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●災害等に関する外国人からの相談に対応します。 ●実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ・開設時間 9時～16時（日曜日、月曜日、祝日及び12月29日から1月3日は除く） ・実施場所（来所相談及び電話相談） とちぎ国際交流センター内 （宇都宮市本町9-14） http://tia21.or.jp/hello.html ・相談先 TEL：028-627-3399 ●対応言語 ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、中国語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、シンハラ語、タミル語 ※ほかの言葉の人には、やさしい日本語や翻訳機で対応します。
お問い合わせ	(公財)栃木県国際交流協会 TEL 028-621-0777 FAX 028-621-0951

相談窓口名	児童のこころの相談
相談内容、概要等	●被災した児童への心のケアが必要な場合や児童に関わる保護者の悩みなどに対し、児童相談所の児童心理司、テレホン児童相談の相談員が相談に応じます。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所（お住まいの市町を管轄する児童相談所までご相談ください） 相談時間／月～金（祝日・年末年始を除く）8時30分～17時15分 ・中央児童相談所 TEL 028-665-7830 FAX 028-665-7831 （管轄市町：宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町） ・県南児童相談所 TEL 0282-24-6121 FAX 0282-24-6119 （管轄市町：足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町） ・県北児童相談所 TEL 0287-36-1058 FAX 0287-37-5799 （管轄市町：大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町） ●テレホン児童相談 相談時間／毎日 9時～20時 ・電話番号 028-665-7788

相談窓口名	スクールカウンセラーによる相談
相談内容、概要等	●被災した児童生徒からの要請に対して、各学校に配置されている心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーが相談に応じます。
お問い合わせ	●児童生徒の在籍する学校にお問い合わせください。

相談窓口名	「こころ」の健康相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●被災により、「強い不安を感じる」、「自宅に閉じこもりがち」、「眠れない」など気分がすぐれない方の電話等相談をお受けします。 ●被災者やその家族の皆様、また被災者を支援する方など、どなたでもご相談いただくことができます。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●こころの健康に関するご相談 ・県健康福祉センター・宇都宮市保健所 相談受付時間／月～金（祝祭日、年末年始を除く）8時30分～17時15分 宇都宮市保健所 TEL 028-626-1114 / FAX 028-626-1133 県西健康福祉センター TEL 0289-62-6224 / FAX 0289-64-3059 県東健康福祉センター TEL 0285-82-2138 / FAX 0285-83-7003 県南健康福祉センター TEL 0285-22-6192 / FAX 0285-22-8403 県北健康福祉センター TEL 0287-22-2259 / FAX 0287-23-6980 安足健康福祉センター TEL 0284-41-5895 / FAX 0284-44-1088 今市健康福祉センター TEL 0288-21-1066 / FAX 0288-22-6321 栃木健康福祉センター TEL 0282-22-4121 / FAX 0282-22-7697 矢板健康福祉センター TEL 0287-44-1297 / FAX 0287-43-9053 烏山健康福祉センター TEL 0287-82-2231 / FAX 0287-84-0041 ・こころのダイヤル 相談時間 月～金（祝祭日、年末年始を除く）9時～17時 TEL 028-673-8341 ・栃木県精神保健福祉センター 相談時間 月～金（祝祭日、年末年始を除く）8時30分～17時15分 TEL 028-673-8785 FAX 028-673-6530

相談窓口名	障害のある方の相談支援
相談内容、概要等	<p>●被災された障害のある方が、環境変化などでお困りの場合などに電話等相談をお受けします。</p> <p>◆対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方（本人）及びその御家族、支援者等 <p>※ 栃木県障害者総合相談所サイトでは、発達障害者、高次脳機能障害者のための災害対応マニュアルを掲載しています。 http://www.pref.tochigi.lg.jp/e65/index.html</p>
お問い合わせ	<p>●栃木県障害者総合相談所（受付時間：平日 8時30分～17時15分）</p> <p>(1) 発達障害 TEL 028-673-6111 FAX 028-623-7255</p> <p>(2) 高次脳機能障害 TEL 028-623-6114 FAX 028-623-7255</p> <p>(3) 知的障害・身体障害 TEL 028-623-7010 FAX 028-623-7255</p>

制度の名称	消費生活相談
支援の種類	サービス
相談内容、概要等	<p>◎国民生活センターでは、11月1日（金）から台風等で被災された地域を対象として、「令和元年秋台風関連消費者ホットライン」を開設し、下記のとおり1都13県からつながるフリーダイヤル（通話料無料）で、消費生活に関する相談を受けることとしました。</p> <p>窓口開設日時：令和元年11月1日（金） 対象：台風等に関連した消費者トラブル 対象地域：岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県</p> <p>●県及び市町では消費生活センター等の消費生活相談員により、災害発生後における点検商法、便乗商法など消費者トラブルに関する相談を受け付けます。 県又は居住地の消費生活センターで相談をお受けします。</p> <p>●消費者ホットライン（局番なし 188）、又は下記消費生活センターへ電話ください。</p> <p>●「188」への電話により、最寄りの消費生活センターに電話がつながります。</p>
お問い合わせ	<p>◎国民生活センター「令和元年秋台風関連消費者ホットライン」 電話：0120-486-188 開設時間：10時～16時（土日祝日含む） ※令和元年11月3日（日）及び11月16日（土）は除きます。 ※050から始まるIP電話からはつながりません。 ※対象地域以外からはつながりません。</p> <p>●栃木県消費生活センター（受付時間：9時～17時） 土曜日は電話相談のみ、日曜・祝日及び年末年始を除く ※栃木市消費生活センターは被災により業務を休止しています。復旧され次第、お知らせいたします。栃木市内在住の方は、栃木県消費生活センターに御相談ください。</p> <p>●市町センター（センターにより相談時間等が異なりますので、詳細はホームページ等でご確認ください。）</p> <p>宇都宮市消費生活センター TEL 028-616-1547 FAX 028-616-1548 足利市消費生活センター TEL 0284-73-1211 FAX 0284-73-2600 栃木市消費生活センター ※業務休止中につき、栃木県消費生活センターで対応 TEL 028-625-2227 FAX 028-623-2182 佐野市消費生活センター TEL 0283-20-3015 FAX 0283-20-3046 鹿沼市消費生活センター TEL 0289-63-3313 FAX 0289-63-3314 日光市消費生活センター TEL 0288-22-4743 FAX 0288-22-4750 小山市消費生活センター TEL 0285-22-3711 FAX 0285-22-3849 真岡市消費生活センター TEL 0285-84-7830 FAX 0285-84-7830 大田原市消費生活センター TEL 0287-23-6236 FAX 0287-24-0688 矢板市消費生活センター TEL 0287-43-3621 FAX 0287-43-7501</p>

	那須塩原市消費生活センター TEL 0287-63-7900 FAX 0287-74-3020 さくら市消費生活センター TEL 028-681-2575 FAX 028-681-2667 那須烏山市消費生活センター TEL 0287-83-1014 FAX 0287-83-1142 下野市消費生活センター TEL 0285-44-4883 FAX 0285-32-8609 上三川町消費生活センター TEL 0285-56-9153 FAX 0285-56-6868 芳賀地区消費生活センター TEL 0285-81-3881 FAX 0285-81-3025 壬生町消費生活センター TEL 0282-82-1106 FAX 0282-28-6780 野木町消費生活センター TEL 0280-23-1333 FAX 0280-57-4191 高根沢町消費生活センター TEL 028-675-3000 FAX 028-675-8114 那須町消費生活センター TEL 0287-72-6937 FAX 0287-72-6938
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

相談窓口名	被災ペット相談
相談内容、概要等	<p>● 栃木県動物愛護指導センターでは、相談窓口を設置し、被災した犬、猫などに関する相談を受け付けています。お困りの方はお問い合わせください。</p> <p>受付内容</p> <p>(1) 避難所、仮設住宅等におけるペットの飼養管理に関する相談</p> <p>(2) 被災した飼い主からのペットの健康保持等に関する相談</p> <p>(3) 被災地域において迷子になったペットやその保護等に関する相談</p> <p>(4) その他、被災したペットに関する諸々の相談 等</p>
お問い合わせ	・ 栃木県動物愛護指導センター TEL 028-684-5458 FAX 028-684-5926

相談窓口名	事業資金相談ダイヤル
相談内容、概要等	● 中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受付けています。(受付時間：平日 9時～17時)
お問い合わせ	<p>● 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 https://www.jfc.go.jp/ (日本政策金融公庫)</p> <p>● 災害が発生した場合の特別相談窓口等も設置しています。 特別相談窓口一覧 (日本政策金融公庫) https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/index.html</p>

制度の名称	商工関係事業所相談
支援の種類	相談
相談内容、概要等	台風19号による豪雨災害に係る県内事業所を対象として、被災に関する設備・運転資金などの資金繰りや経営相談を受け付けています。
お問い合わせ	<p>産業労働観光部経営支援課 TEL 028-623-3181 FAX 028-623-3340</p> <p>商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会</p> <p>○ 最寄りの商工会議所または商工会</p> <p>○ 栃木県商工会連合会 TEL 028-637-3731 FAX 028-637-2875</p> <p>○ 栃木県中小企業団体中央会 TEL 028-635-2300 FAX 028-635-2302</p> <p>栃木県信用保証協会</p> <p>○ 栃木県信用保証協会 企画課 TEL 028-635-2121 FAX 028-632-0917</p>

制度の名称	中小企業再建計画策定等相談事業
支援の種類	相談
相談内容、概要等	台風19号により被害を受けた地域の中小企業者等に対し、被災からの復興を支援するための相談窓口を設置し、専門家（中小企業診断士）を派遣して経営再建のための専門相談や経営再建計画策定支援を行うことにより、中小企業の経営再建を支援します。
お問い合わせ	栃木県産業労働観光部経営支援課 TEL 028-623-3181 FAX 028-623-3340

制度の名称	受注確保等相談窓口
支援の種類	相談
相談内容、概要等	県内中小企業による新たな取引先の開拓等の相談に対応し、県内外の発注企業等との取引をあっせんしています。
お問い合わせ	（公財）栃木県産業振興センター TEL 028-670-2603 FAX 028-670-2611

制度の名称	被災ものづくり企業向け特別相談窓口（技術）等
支援の種類	相談、機器開放（有料）、試験（有料）
相談内容、概要等	ものづくり企業の技術的な相談、製品開発等のための施設・機器の開放（有料）、製品等に係る物性等依頼試験（有料）、補助金等の各種支援施策等の相談を行っています。
お問い合わせ	産業技術センター TEL 028-670-3391（被災ものづくり企業向け特別相談窓口（技術）、施設機器の開放、依頼試験） FAX 028-667-9430 産業労働観光部工業振興課 TEL 028-623-3192（ものづくりに関する支援施策等相談） FAX 028-623-3945

制度の名称	栃木労働局 令和元年度台風第19号関連特別相談窓口														
支援の種類	相談														
相談内容、概要等	<p>●栃木労働局では、今般の台風第19号の被害に伴う事業主・労働者等からの労働関係各種相談に対応するため、特別相談窓口を開設しています。 開設時間：8時30分～17時15分（土日祝日を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お問い合わせ内容</th> <th>担当部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○給与、手当の支払い等に関する事</td> <td>栃木労働局労働基準部監督課 及び 各労働基準監督署</td> </tr> <tr> <td>○解雇、雇止め等に関する事</td> <td>栃木労働局労働基準部監督課 及び 各労働基準監督署</td> </tr> <tr> <td>○労災補償給付等に関する事</td> <td>栃木労働局労働基準部労災補償課 及び 各労働基準監督署</td> </tr> <tr> <td>○労働保険料の納付猶予等に関する事</td> <td>栃木労働局総務部労働保険徴収室</td> </tr> <tr> <td>○雇用保険給付に関する事</td> <td>各ハローワーク</td> </tr> <tr> <td>○その他雇用の安定に関する事</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記以外の相談や、相談先が分からない場合は、労働局雇用環境・均等室（028-633-2795）及び各労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーでご相談を承り、関係部署に取り次ぎます。</p>	お問い合わせ内容	担当部署	○給与、手当の支払い等に関する事	栃木労働局労働基準部監督課 及び 各労働基準監督署	○解雇、雇止め等に関する事	栃木労働局労働基準部監督課 及び 各労働基準監督署	○労災補償給付等に関する事	栃木労働局労働基準部労災補償課 及び 各労働基準監督署	○労働保険料の納付猶予等に関する事	栃木労働局総務部労働保険徴収室	○雇用保険給付に関する事	各ハローワーク	○その他雇用の安定に関する事	
お問い合わせ内容	担当部署														
○給与、手当の支払い等に関する事	栃木労働局労働基準部監督課 及び 各労働基準監督署														
○解雇、雇止め等に関する事	栃木労働局労働基準部監督課 及び 各労働基準監督署														
○労災補償給付等に関する事	栃木労働局労働基準部労災補償課 及び 各労働基準監督署														
○労働保険料の納付猶予等に関する事	栃木労働局総務部労働保険徴収室														
○雇用保険給付に関する事	各ハローワーク														
○その他雇用の安定に関する事															
お問い合わせ	栃木労働局、各労働基準監督署、各ハローワーク （所在地案内） https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/tochigi/index.html#roudoukyoku														

制度の名称	労働相談
支援の種類	相談
相談内容、概要等	<p>●労政事務所では、労働者及び使用者からの労働問題全般に関する悩みや疑問について相談を受け付けるほか、関係機関への紹介などを行っています。</p> <p>相談は無料で、相談内容等の秘密は厳守されます。 電話・面談のほか、メールでの相談もお受けしています。</p>
お問い合わせ	<p>栃木県宇都宮労政事務所 TEL 028-626-3053 FAX 028-626-3054 E-mail:utsunomiya-roj@pref.tochigi.lg.jp</p> <p>栃木県小山労政事務所 TEL 0285-22-4032 FAX 0285-22-4031 E-mail:oyama-roj@pref.tochigi.lg.jp</p> <p>栃木県大田原労政事務所 TEL 0287-22-4158 FAX 0287-22-5103 E-mail:otawara-roj@pref.tochigi.lg.jp</p> <p>栃木県足利労政事務所 TEL 0284-41-1241 FAX 0284-41-1280 E-mail:ashikaga-roj@pref.tochigi.lg.jp</p>

制度の名称	とちぎジョブモール
支援の種類	就労相談
相談内容、概要等	<p>●とちぎジョブモールは栃木県が設置した就労を支援する施設です。若年者をはじめ、中高年齢者や障害のある方など、様々な求職者の方に対して、栃木労働局と連携して、総合的な相談からキャリアカウンセリング、職場定着までをワンストップで支援する総合的就労支援機関です。</p> <p>相談時間／平日：8時30分～17時15分 土曜：10時～17時（日曜・祝日・年末年始は休館） 〒321-0964 宇都宮市駅前通り1-3-1 KDX宇都宮ビル1階</p>
お問い合わせ	とちぎジョブモール TEL 028-623-3226 FAX 028-623-3236

制度の名称	被災した農家等の相談
相談内容、概要等	<p>●農作物等への技術的な対応、制度資金の活用等融資制度、今後の農業経営などについての相談、支援</p>
お問い合わせ	<p>お近くの農業振興事務所に来所または電話によりご相談ください 相談時間／平日：8時30分～17時15分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県河内農業振興事務所 〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2 TEL 028-626-3059 ・栃木県上都賀農業振興事務所 〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1 TEL 0289-62-5236 ・栃木県芳賀農業振興事務所 〒321-4305 真岡市荒町116-1 TEL 0285-82-4438 ・栃木県下都賀農業振興事務所 〒328-0032 栃木市神田町5-20 TEL 0282-23-3425 ・栃木県塩谷南那須農業振興事務所 〒329-2163 矢板市鹿島町20-22 TEL 0287-43-1251 ・栃木県那須農業振興事務所 〒324-0041 大田原市本町2-2828-4 TEL 0287-23-3141 ・栃木県安足農業振興事務所 〒327-8503 佐野市堀米町607 TEL 0283-23-1455

制度の名称	住宅相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●公営住宅や応急仮設住宅など、当面の住まいの確保に関する事 ●修繕の方法や各種支援制度など、住まいの復旧に関する事
お問い合わせ	各市町住まいの担当課窓口

制度の名称	県民相談																														
相談内容、概要等	●問合せ先が不明な相談、または災害に係る県政への意見・要望を受け付けています。																														
お問い合わせ	<p>●来所または電話によりご相談ください 相談時間／平日：9時～17時</p> <table> <tr> <td>県民プラザ</td> <td>〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20県庁本館2階</td> <td>TEL 028-623-3765</td> </tr> <tr> <td>上都賀県民相談室</td> <td>〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1上都賀庁舎内</td> <td>TEL 0289-64-9419</td> </tr> <tr> <td>芳賀県民相談室</td> <td>〒321-4305 真岡市荒町116-1芳賀庁舎内</td> <td>TEL 0285-82-5888</td> </tr> <tr> <td>下都賀県民相談室</td> <td>〒328-8504 栃木市神田町6-6下都賀庁舎内</td> <td>TEL 0282-24-5665</td> </tr> <tr> <td>小山県民相談室</td> <td>〒323-0811 小山市犬塚3-1-1小山庁舎内</td> <td>TEL 0285-22-9164</td> </tr> <tr> <td>塩谷県民相談室</td> <td>〒329-2163 矢板市鹿島町20-22塩谷庁舎内</td> <td>TEL 0287-43-2142</td> </tr> <tr> <td>那須県民相談室</td> <td>〒324-0056 大田原市中央1-9-9那須庁舎内</td> <td>TEL 0287-23-1555</td> </tr> <tr> <td>南那須県民相談室</td> <td>〒321-0621 那須烏山市中央1-6-92南那須庁舎内</td> <td>TEL 0287-83-1555</td> </tr> <tr> <td>安蘇県民相談室</td> <td>〒327-8503 佐野市堀米町607安蘇庁舎内</td> <td>TEL 0283-24-2603</td> </tr> <tr> <td>足利県民相談室</td> <td>〒326-8555 足利市伊勢町4-19足利庁舎内</td> <td>TEL 0284-42-9700</td> </tr> </table>	県民プラザ	〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20県庁本館2階	TEL 028-623-3765	上都賀県民相談室	〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1上都賀庁舎内	TEL 0289-64-9419	芳賀県民相談室	〒321-4305 真岡市荒町116-1芳賀庁舎内	TEL 0285-82-5888	下都賀県民相談室	〒328-8504 栃木市神田町6-6下都賀庁舎内	TEL 0282-24-5665	小山県民相談室	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1小山庁舎内	TEL 0285-22-9164	塩谷県民相談室	〒329-2163 矢板市鹿島町20-22塩谷庁舎内	TEL 0287-43-2142	那須県民相談室	〒324-0056 大田原市中央1-9-9那須庁舎内	TEL 0287-23-1555	南那須県民相談室	〒321-0621 那須烏山市中央1-6-92南那須庁舎内	TEL 0287-83-1555	安蘇県民相談室	〒327-8503 佐野市堀米町607安蘇庁舎内	TEL 0283-24-2603	足利県民相談室	〒326-8555 足利市伊勢町4-19足利庁舎内	TEL 0284-42-9700
県民プラザ	〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20県庁本館2階	TEL 028-623-3765																													
上都賀県民相談室	〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1上都賀庁舎内	TEL 0289-64-9419																													
芳賀県民相談室	〒321-4305 真岡市荒町116-1芳賀庁舎内	TEL 0285-82-5888																													
下都賀県民相談室	〒328-8504 栃木市神田町6-6下都賀庁舎内	TEL 0282-24-5665																													
小山県民相談室	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1小山庁舎内	TEL 0285-22-9164																													
塩谷県民相談室	〒329-2163 矢板市鹿島町20-22塩谷庁舎内	TEL 0287-43-2142																													
那須県民相談室	〒324-0056 大田原市中央1-9-9那須庁舎内	TEL 0287-23-1555																													
南那須県民相談室	〒321-0621 那須烏山市中央1-6-92南那須庁舎内	TEL 0287-83-1555																													
安蘇県民相談室	〒327-8503 佐野市堀米町607安蘇庁舎内	TEL 0283-24-2603																													
足利県民相談室	〒326-8555 足利市伊勢町4-19足利庁舎内	TEL 0284-42-9700																													

●その他

内 容	ボランティアの派遣依頼について
お問い合わせ	<p>●ボランティアによる支援を希望される方は、最寄りの市町のボランティアセンター（市町社会福祉協議会）へご相談ください。</p> <p>※災害ボランティアセンターに関する最新情報は、栃木県社会福祉協議会ホームページ（http://www.tochigikenshakyō.jp/chiiki/19saigai.html）又は各市町社会福祉協議会のホームページをご確認ください。</p>

内 容	栃木県公式ホームページ
支援の種類	サービス
相談内容、概要等	<p>●災害関連情報を含め、県の施策やお知らせなど様々な県政情報を発信しています。（パソコン、スマートフォンで利用できます）</p> <p>URL: http://www.pref.tochigi.lg.jp/index.html</p> 
お問い合わせ	栃木県県民生活部広報課 TEL 028-623-2191 FAX 028-623-2160

制度の名称	SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による被災者支援情報等の発信
支援の種類	サービス
相談内容、概要等	<p>●被災者支援情報などを、LINE、Twitterで発信しています。</p> <p>【LINE】 こちらの二次元コードからLINEに接続します→ ※被災者支援情報のほか、イベント情報や議会活動などの情報も定期発信しています</p>  <p>【Twitter】 こちらの二次元コードからTwitterに接続します→ ※被災者支援情報のほか、栃木県の報道発表情報なども発信しています</p> 
お問い合わせ	栃木県県民生活部広報課 TEL 028-623-2191 FAX 028-623-2160

制度の名称	権利利益に係る満了日の延長措置
支援の種類	権利利益の延長
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●「運転免許証の有効期間」「猟銃等の所持の許可の有効期間」「犯罪被害者等給付金の申請期間」ほか81の権利利益について、令和元年10月10日以降に権利利益の存続期間（運転免許証の有効期間等）が満了する場合には、その満了日を令和2年3月31日まで延長します。 <p>※その他詳細については、栃木県警察ホームページ (http://www.pref.tochigi.lg.jp/keisatu/) 又は下記ホームページを参照するとともに、下記お問い合わせ先にご連絡ください。</p> <p>災害救助法が適用された市町村 http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html 措置に関する告示について https://www.npa.go.jp/laws/kaisei/kokuji/kokkakouan/20191018honbun.pdf</p>
活用できる方	特定非常災害発生日である令和元年10月10日時点で、本件台風に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する方等。
お問い合わせ	栃木県警察本部（028-621-0110）又は最寄りの警察署

制度の名称	期間内に履行されなかった義務に係る免責措置
支援の種類	義務の免責
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●「質屋を廃業したときにおける届出」「自動車の保管場所の変更等の届出」ほか33義務について、法令に基づく届出等の義務が本来の期限までに履行されなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものである場合は、令和2年1月31日までに履行すれば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任は問われません。 <p>※その他詳細については、栃木県警察ホームページ (http://www.pref.tochigi.lg.jp/keisatu/) 又は下記のお問い合わせ先にご連絡ください。</p>
活用できる方	特定非常災害発生日である令和元年10月10日時点で、本件台風に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する方等。
お問い合わせ	栃木県警察本部（028-621-0110）又は最寄りの警察署

◎お問い合わせ先一覧

[栃木県]

名称	管轄	電話番号	F A X 番号
県税事務所			
宇都宮県税事務所	宇都宮市、上三川町	028-626-3003	028-623-3006
鹿沼県税事務所	鹿沼市、日光市	0289-62-6203	0289-62-6205
真岡県税事務所	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-82-2135	0285-84-2441
栃木県税事務所	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町	0282-23-3411	0282-23-3421
矢板県税事務所	矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町	0287-43-2171	0287-43-2077
大田原県税事務所	大田原市、那須塩原市、那須町	0287-23-4171	0287-23-4177
安足県税事務所	足利市、佐野市	0283-23-1411	0283-23-1965
自動車税事務所	栃木県内全域 ※自動車取得税・自動車税のみ	028-658-5521	028-658-5583
自動車税事務所佐野支所		0283-20-6111	0283-21-3733
環境森林事務所			
県西環境森林事務所	鹿沼市、日光市	0288-21-1178	0288-21-1181
県東環境森林事務所	宇都宮市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-81-9001	0285-81-9006
県北環境森林事務所	大田原市、那須塩原市、那須烏山市、那須町、那珂川町	0287-23-6363	0287-23-6366
県南環境森林事務所	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町	0283-23-1441	0283-22-5113
矢板森林管理事務所	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町	0287-43-0427	0287-43-0850
健康福祉センター			
県西健康福祉センター	鹿沼市	0289-64-3125	0289-64-3919
今市健康福祉センター	日光市	0288-21-1066	0288-22-6321
県東健康福祉センター	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-82-3321	0285-84-7438
県南健康福祉センター	小山市、下野市、上三川町、野木町	0285-22-0302	0285-22-8403
栃木健康福祉センター	栃木市、壬生町	0282-22-4121	0282-22-7697
県北健康福祉センター	大田原市、那須塩原市、那須町	0287-22-2257	0287-23-6980
矢板健康福祉センター	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町	0287-44-1296	0287-43-9053
烏山健康福祉センター	那須烏山市、那珂川町	0287-82-2231	0287-84-0041
安足健康福祉センター	足利市、佐野市	0284-41-5900	0284-44-1088
農業振興事務所			
河内農業振興事務所	宇都宮市、上三川町	028-626-3059	028-626-3071
上都賀農業振興事務所	鹿沼市、日光市	0289-62-5236	0289-65-7018
芳賀農業振興事務所	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-82-4438	0285-83-6245
下都賀農業振興事務所	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町	0282-23-3425	0282-23-3752
塩谷南那須農業振興事務所	矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町	0287-43-1251	0287-43-4072
那須農業振興事務所	大田原市、那須塩原市、那須町	0287-23-3141	0287-23-7994
安足農業振興事務所	足利市、佐野市	0283-23-1455	0283-23-5639
土木事務所			
宇都宮土木事務所	宇都宮市、上三川町	028-626-3123	028-643-0369
鹿沼土木事務所	鹿沼市	0289-65-3211	0289-65-3218
日光土木事務所	日光市	0288-53-1211	0288-53-1240
真岡土木事務所	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	0285-83-8301	0285-83-8319
栃木土木事務所	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町	0282-23-3433	0282-23-3544
矢板土木事務所	矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町	0287-44-2185	0287-44-2508
大田原土木事務所	大田原市、那須塩原市、那須町	0287-23-6611	0287-23-5946
烏山土木事務所	那須烏山市、那珂川町	0287-83-1321	0287-83-1325
安足土木事務所	足利市、佐野市	0284-41-2331	0284-41-1052